

令和5年7月農業委員会総会議事録

令和5年7月24日午後3時00分、令和5年7月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 24名

1 番	金田 公隆	委員	2 番	藤田 善明	委員	4 番	佐藤 修司	委員
5 番	川村 陽彦	委員	6 番	須藤 秀人	委員	7 番	種澤 達也	委員
8 番	町田 高司	委員	9 番	石岡 千鶴子	委員	10 番	三上 浩太	委員
11 番	小林 政貴	委員	12 番	小田 桐 明	委員	13 番	石岡 人志	委員
14 番	福士 章逸	委員	15 番	小嶋 勇成	委員	16 番	木村 芳文	委員
17 番	平井 秀樹	委員	18 番	成田 繁則	委員	19 番	佐藤 剛郎	委員
21 番	戸澤 幸彦	委員	22 番	高橋 貴志	委員	23 番	田村 眞裕美	委員
24 番	成田 毅	委員	25 番	髙森 弘義	委員	26 番	前田 優考	委員

欠席委員 2名

3 番	岩谷 裕子	委員	20 番	大湯 茂八郎	委員
-----	-------	----	------	--------	----

出席事務局 9名

事務局 長	吉田 秀樹	事務局次長	佐藤 祝幸
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼総務係長	高木 一誠
事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田 智恵子	事務局農地調整係長	曾根 奈美子
事務局岩木分室主幹	浅利 敏江	事務局相馬分室総括主査	野呂 貴宏
事務局主事	大浦 空		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第 41 号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 42 号	農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第 43 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 44 号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 45 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に係る意見について

報告第 25 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 26 号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 27 号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第 28 号	非農地の判断について

[開始時刻 15 時 00 分]

事務局次長	ただいまから令和 5 年 7 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。
会 長	【挨拶及び諸般の報告（省略）】
事務局次長	それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よりお願いいたします。
議 長	議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。欠席者の通告があります。議席番号 3 番岩谷裕子委員、20 番大湯茂八郎委員、の 2 名であります。ただいまの出席者数は 2 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。9 番石岡千鶴子委員、10 番三上浩太委員、12 番小田桐明委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。 それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 41 号を議題といたします。議案第 41 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	1 ページをお開き願います。議案第 41 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 16,404 ㎡、畑 11 件 102,867 ㎡、合計 13 件 119,271 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 4 件 16,947 ㎡、畑 5 件 31,436 ㎡、合計 9 件 48,383 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	本日の、総会に提案されている議案について、去る 7 月 11 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、前田優考委員、金田公隆委員、藤田善明委員それに私、木村であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。3 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 65 番について申し上げます。譲受人は、実家が農家であり、農作業の手伝いをしておりましたが、農地を相続した妹が遠方へ引っ越したため、より近くに住む申請者が贈与を受けることになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後、親戚及び知人の指導の下、同様にして水稻を栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。6 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 72 番について申し上げます。譲受人は、農家出身であり、現住所は東大阪市ですが、会社員を退職し、10 年程前から実家の農作業を手伝っており、現在は、年 150 日以上は、申請地の農作業に携わっていると申し述べておりました。来年帰郷する予定であり、今後自らが主体となり、農業をしていくとのことから、本申請に及んだと申し述べておりました。今後も同様にして、水稻、野菜及びりんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。9 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 92 番について申し上げます。譲受人は、主たる耕作者である父が高齢になったため、父が所有する農地を引き継ぐ

調査委員長	ことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。現在、農協のビニールハウス賃貸借事業を活用し、研修を受けながら、ミニトマトを栽培しているとのことであり、今後も農協の指導の下、ミニトマト及びピーマンを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
調査委員長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)
議 長	それでは、議案第 41 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 41 号については、委員会報告のとおり決定し御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 41 号については、許可することに決定いたします。次に、議案第 42 号を議題といたします。議案第 42 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	13 ページをお開き願います。議案第 42 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田 1 件 358 ㎡、畑 1 件 167 ㎡、合計 2 件 525 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。15 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 1 番は、第 1 種農地で原則不許可となる農地区分ではありますが、不許可の例外となる「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 2 番は、農地区分が第 3 種農地で許可相当の農地区分であります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (な し)

議 長	それでは、議案第 42 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 42 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 42 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第 43 号を議題といたします。議案第 43 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	17 ページをお開き願います。議案第 43 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に基づき農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 5 件 14,803 ㎡であります。また、使用収益権関係は、畑 2 件 1,553 ㎡で農地中間管理事業に関するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。21 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 10 番及び 11 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。
議 長	それでは、議案第 43 号の計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	議案第 43 号の計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 43 号の計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。 次に、議案第 44 号を議題といたします。議案第 44 号は「農用地利用集積計画

議 長

策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

23 ページをお開き願います。議案第 44 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 6,105 ㎡、畑 4 件 9,782 ㎡、合計 7 件 15,887 ㎡であります。また、使用収益権関係が、畑 1 件 5,622 ㎡で農地中間管理事業に関するものであります。今回提出されました 8 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす受入との調整にあたった結果、売買 7 件、貸借 1 件が整ったものであります。28 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 9 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上であります。

議 長

利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

議 長

それでは、議案第 44 号の計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 44 号の計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議がないものと認め、議案第 44 号の計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

議案第 45 号は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

29 ページをお開き願います。議案第 45 号は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に係る意見について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法施行規則第 6 条の規定に基づき、市長より意見を求められたので、本会の意見を決定するため審議を求めるものであります。本構想は、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が地域農業生産の相当部分を担う農業構造の確立が重要とする」農業経営基盤強化促進法の主旨及び県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を踏まえ、同法第 6 条に基づき、市が定める計画となっております。今回の変更は、令和 5 年 4 月に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正により、県が定める基本方針が令和 5 年 5 月に一部改正されたことに伴い、市の基本構想を変更するものであり、主に、改正法第 6 条第 2 項の改正に伴う内容であります。それでは、主な変更点を説明いたします。議案書の 32 ページをお開き願います。「第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」の「2 農業の基本方向」ですが、法改正に伴う、「地域計画」に関する内容等を新たに記載しております。続きまして、45 ページをお開き願います。

事務局次長

「第3第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」がありますが、法改正に伴い、新たに定められた項目として、「1 農業を担う者の確保及び育成の考え方」、「2 弘前市が主体的に行う取組」、「3 関係機関との連携・役割分担の考え方」、「4 就農希望者等のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供」に関する内容を新たに記載しております。続きまして、47 ページをお開き願います。「第4効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」の48 ページ上段、「2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の「(2)今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン」として、「市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関が連携し、「人・農地プラン」や「地域計画」の策定・見直しを通じ、地域の合意形成を図りながら、中小・家族経営や法人経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体等を中心に、面としてまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、農用地の集積を加速する」等農地の利用集積に関する内容を変更しております。続きまして、48 ページ下段、「(3)農地利用のビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等」及び49 ページ「第5農業経営体を育成するための基本的施策」の「2 基本的な施策」ですが、法改正に伴い、「地域計画」に関する所要の改正をしております。また、市独自の取組みである、「園地継承円滑化システム」の内容も記載しております。続きまして、51 ページをお開き願います。「第6農業経営基盤強化促進事業に関する事項」ですが、改正法の施行に伴い、利用権設定等促進事業が廃止されたことにより、同事業に関する内容が削除され、地域計画の策定及び実現に向けた施策に関する項目が新たに定められております。続きまして、57 ページをお開き願います。「第7その他」ですが、「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律」の附則に設けられた経過措置により引き続き、農用地利用集積計画を作成する場合の取り扱いについて記載しております。説明は以上であります。

議 長

続いて、農地集積推進委員会の報告をお願いします。

金田公隆委員

本日総会に提案されている議案について、去る6月26日に農地集積推進委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、岩谷裕子委員長、佐藤修司委員、石岡人志委員、それに私、金田が出席し、変更案について内容を検討いたしました。その結果、今回の変更につきましては、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び農水省の関係通知である、基本要綱に添った内容であるとともに、農業経営基盤強化促進事業の活用による農地集積等、農地利用の最適化の推進に資すると見込まれることから変更案については、修正等の意見はないものと考えられました。以上、報告いたします。

議 長

それでは、議案第45号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長

議案第45号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案45号は基本構想の変更について異議ないものと決定いたします。

次に、報告第25号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

59 ページをお開き願います。報告第25号は、「農地法第3条の3第1項の規定

事務局次長	による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 5 件 41,515 ㎡、畑 13 件 106,827 ㎡、合計 18 件 148,342 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては、61 ページから 63 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 25 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 26 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	65 ページをお開き願います。報告第 26 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4 条関係が田 1 件 748 ㎡、畑 1 件 152 ㎡、合計 2 件 900 ㎡であります。また、5 条関係では、畑 1 件 2,406 ㎡であります。なお、届出理由につきましては、67 ページから 68 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 26 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 27 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	69 ページをお開き願います。報告第 27 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 2 件 7,234 ㎡、畑 3 件 8,265 ㎡、合計 5 件 15,499 ㎡ であります。なお、解約理由につきましては、71 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 27 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 28 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	73 ページをお開き願います。報告第 28 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、「農地法の運用について」第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、田 4 筆 15,460 ㎡、畑 7 筆 15,424 ㎡、合計 11 筆 30,884 ㎡であります。以上であります。
議 長	報告第 28 号について、御質問等ございませんか。 (な し)

議 長

これもちまして、本日の議事を終了いたします。

〔閉会時刻：15 時 37 分〕